

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の改正（案）について

- ・ 諮問書 1

- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の全部を改正する件（案） 2

- ・ 基本方針の改正（案）に関する意見の募集結果及び各意見に対する考え方について 17

- ・ 血液製剤使用量（需要量）の将来予測の試み 24

- ・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抄） 31

- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（現行） 32



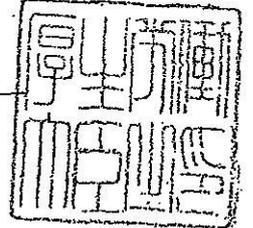
厚生労働省発薬食第0310055号

平成20年3月10日

薬事・食品衛生審議会会長

望月正隆 殿

厚生労働大臣 舛添 要



諮 問 書

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針を変更することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。